

流 環 審 第 3 号

平成 29 年 10 月 31 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市環境審議会
会長 新保 國弘



流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例に
基づく路上喫煙防止重点区域の指定について（答申）

平成 29 年 9 月 26 日付け流環第 371 号で諮問のあったこの
ことについて、下記のとおり答申します。

記

流山おおたかの森駅周辺では、既に南口と東口が重点区域に指
定されており、市が定期的に行っている苦情相談員によるパトロ
ールや路上喫煙防止キャンペーンなどの啓発活動により、路上喫
煙及びポイ捨てが減少し、重点区域として指定したことの効果が
得られています。

一方、北口及び西口周辺については、一部工事中の区域はある
ものの、道路や区画が整備され、また、集合住宅等の建設も進み、
歩行者も増えている状況にあります。重点区域には指定されて
おらず、携帯灰皿などを使用した路上喫煙は可能となっています。

市では、平成 30 年度から同条例に定める重点区域における過
料規定を、間接罰方式から直接罰方式へ改正する予定としており、
同駅周辺で重点区域と非重点区域が混在することによる混乱を招
く懸念があり、諮問で示された区域を 1 つの重点区域として指定
することは、路上喫煙防止及びまちの美化の推進のためにも適当
と考えます。

なお、流山おおたかの森駅周辺の路上喫煙防止重点区域の指定
にあたって留意すべき事項として、次のとおり意見を申し添えま
す。

- 1 重点区域の指定にあたっては、流山おおたかの森駅周辺住民

及び駅利用者に対して、路上喫煙防止重点区域であることが分かるよう十分な周知を行うこと。また、併せて市内全域が歩行喫煙及びポイ捨て禁止であることも周知すること。

- 2 駅周辺において、周知を行うための看板や路面シールを設置するにあたっては、景観を損なわないように配慮すること。
- 3 駅周辺には、吸い殻のポイ捨て防止のため、指定喫煙所の設置を検討し、受動喫煙防止の観点から設置施設や場所に配慮すること。